

福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
関する法律施行細則

平成18年12月19日

福島県規則第113号

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年/内閣府/文部科学省/厚生労働省/令第2号。以下「省令」という。)、福島県認定こども園の要件を定める条例(平成18年福島県条例第106号。以下「条例」という。)及び福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年福島県条例第100号。以下「基準条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する申請書)

第2条 法第4条第1項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。

(幼保連携型認定こども園の設置等の届出書)

第3条 法第16条の規定による届出は、知事が別に定める届出書により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による認可の申請は、知事が別に定める申請書により行わなければならない。

3 省令第15条第2項の規定による届出は、知事が別に定める届出書により行わなければならない。

(変更の届出)

第4条 法第29条第1項の規定による変更の届出は、知事が別に定める届出書により行わなければならない。

(軽微な変更)

第5条 省令第28条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める数に100分の10を乗じて得た数(その数に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げて得た数)とする。

- 1 条例別表の1に規定する要件に適合している旨の認定を受けた幼稚園
当該幼稚園の収容定員

- 2 条例別表の1に規定する要件に適合している旨の認定を受けた保育所等のうち保育所以外の施設
当該施設の入所定員
- 3 条例別表の1に規定する要件に適合している旨の認定を受けた連携施設
当該連携施設を構成する幼稚園の収容定員

(認定こども園の運営状況の報告)

第6条 法第30条第1項の規定による報告は、知事が別に定める報告書により行わなければならない。

- 2 省令第29条の知事の定める日は、5月31日とする。
- 3 省令第29条第2号の知事が定める事項は、条例別表に掲げる要件に係る事項又は基準条例に定める基準に係る事項とする。
- 4 省令第29条第3号の知事が定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 教育及び保育の目標及び主な内容
 - 二 子どもの一日の活動の内容
 - 三 利用料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第97号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第49号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66条)附則第3条第2項の書類は、知事が別に定める。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成27年規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。